

○国土交通省告示第 号

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和六年総務省令第号）の施行に伴い、及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第九項の規定に基づき、平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

本則中「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十九項」に改める。
別表を次のように改める。

(別表)

地方税法施行規則附則第 7 条第 19 項の規定に基づく証明申請書

申 請 者 住 所
 電 話
 氏 名

家屋の所在地

上記家屋に係る耐震改修が完了した日

年 月 日

上記家屋（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に限る。）において、地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

地方税法施行規則附則第 7 条第 19 項の規定に基づく証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-----------------

1. 証明者が地方公共団体の長の場合

証明を行った地方公共 団体の長	印
--------------------	---

2. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名		印	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

3. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称		印	
	住 所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別	登 録 番 号	
			登録を受けた地方整備局等名	

(用紙 日本産業規格 A4)

備 考

1 証明者が地方公共団体の長の場合

「証明を行った地方公共団体の長」の欄には、当該家屋において、地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことにつき証明を行った地方公共団体の長について記載すること。

2 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

(1) 「証明を行った建築士」の欄には、当該家屋において、地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、

「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(2) 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

3 証明者が指定確認検査機関の場合

(1) 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該家屋において、地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことにつき証明を行った指定確認検査機関について、次により記載すること。

① 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

② 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。

(2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋において、地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

① 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

② 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

③ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）第7条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

⑤ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

附 則

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

2 地方税法施行規則附則第七条第十九項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。ただし、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関が証する場合であつて、同法第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者が調査を行うときは、この限りでない。